

## 2. 城跡公園の位置付け

### 2-1. 主な行政計画

『高槻市総合戦略プラン』、『高槻市都市計画マスタープラン』、『高槻しみどりの基本計画』における、城跡公園の位置付けは以下のとおりです。

#### 高槻市総合戦略プラン

基本構想では、「憩いの空間で快適に暮らせるまち」や「行き交う人々でにぎわう魅力あるまち」などを本市の将来都市像として目指している。

その実施計画の主要事業の一つとして、城跡公園は市民会館の建替え事業との調和を図りながら、中心市街地における本市の貴重な緑空間としてふさわしいものとなるよう再整備に取り組むことなどを挙げている。

(計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度)

#### 高槻市都市計画マスタープラン

城跡公園の再整備は、重点地区の高槻駅周辺地区の中において、にぎわい文化交流拠点と連携を強化することにより、にぎわいや活力の向上、回遊性の強化や多様な文化の交流などを通じて、地区の魅力向上させることを目標としている。

再整備は、市内外からの交流を促す魅力ある空間づくりや、貴重な歴史資源を活用した歴史と身近にふれあえる公園整備を推進し、都市防災の対策も行うこととする。中心市街地のシンボルや広大なゆとりうるおい空間と位置付けている城跡公園の再整備は、緑と歴史のふれあう交流拠点として総合的、一体的に取り組むこととする。

(計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度)

#### 高槻しみどりの基本計画

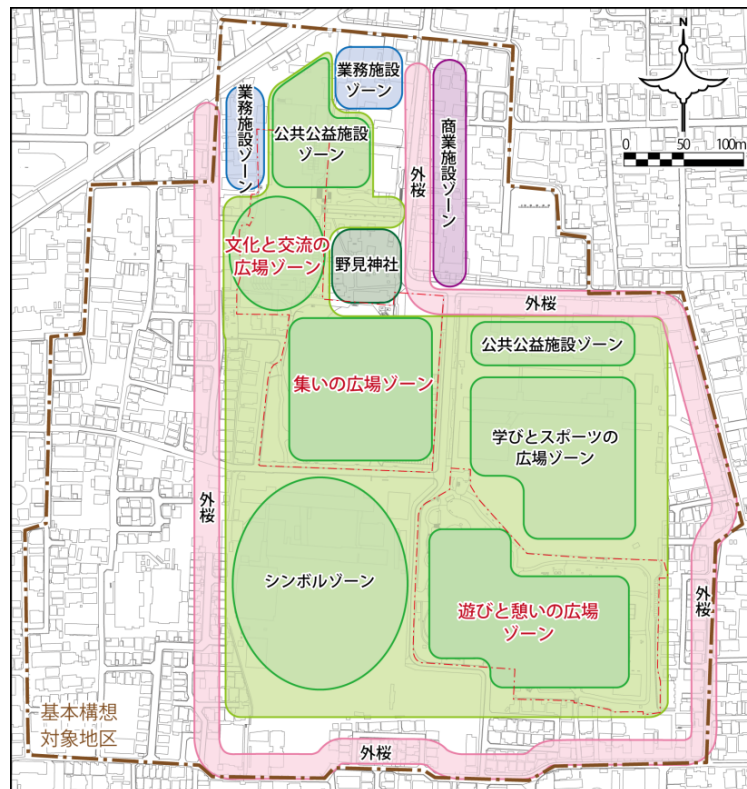
城跡公園を、みどりの軸、みどりの拠点、ヒートアイランド現象緩和対策、みどりのネットワークの一部として、緑化重点地区の中核拠点に位置付けている。

(計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度)

## 2-2. 関連計画

### 高槻城跡地区基本構想素案(試案)(平成16年3月)

目的	約15haの城跡地区に対して、将来的な整備の方向性を示す
基本理念	水・緑・歴史とふれあう交流拠点
基本的な考え方	①歴史と文化を感じる高槻の交流拠点の形成 ②誰もが憩える都心の緑空間形成 ③良好な景観の安全・安心・快適に暮らせる居住環境形成
整備イメージ	地区全体を一体的な公園とする



基本構想での城跡公園ゾーンイメージ

### 基本構想素案に伴う市民意識調査(平成16年度)

《基本構想素案についてのアンケート結果》

Q『基本理念・基本的な考え方に関して』

… “大変良い” “まあまあよい” が約75%

Q『将来的に教育施設及び公共施設の区域も含めた一体的な整備をするに関して』

… “大変良い” “まあまあよい” が約70%

基本構想(平成 23 年 3 月)

◇ コンセプト(基本理念)

次代を担う世代が住みたい「まち」に求められるホールと市民会館

- 「観賞の場」⇒「観る・聴く」 高いレベルの芸術講演の提供
- 「創造の場」⇒「創る」 気軽に市民参加のできる文化・芸術の発信の場
- 「発表の場」⇒「育てる」 文化・芸術の実践的な育成の拠点

基本計画(平成 27 年 2 月)

◇ 基本理念・基本方針

基本理念 ひと・まち・未来が輝く 文化芸術の創造・発信拠点

- 基本方針 1. ひとが集い、交流し、成長する文化芸術創造拠点
- 基本方針 2. まちのにぎわい創出と都市魅力の向上
- 基本方針 3. ひととまちをつなぎ未来を創り育てる

◇ 新施設で展開すべき事業方針

1. 誰もが文化芸術に親しめる機会の充実
2. 高槻の魅力となる文化芸術の創造・発信
3. 文化芸術活動を通じた地域のにぎわい創出

◇ 施設整備方針と部門構成

施設整備方針

1. 多様な文化芸術に対応できる施設
2. 都市空間と調和した施設
3. 市民に愛され都市魅力を発信できる施設

部門構成

部 門	想定規模
大ホール部門	6,000 m <sup>2</sup> 程度
小ホール部門	1,700 m <sup>2</sup> 程度
創造・交流部門	2,100 m <sup>2</sup> 程度
共用部門	800 m <sup>2</sup> 程度
管理部門	1,400 m <sup>2</sup> 程度
合 計	12,000 m <sup>2</sup> 程度

◇ 建設場所

城跡公園区域(中央エリア内)



建設予定地及びアクセスルート

## その他の計画

### 高槻市 景観基本計画・景観計画(平成 21 年 3 月)

計画地は**歴史的景観**に分類され、歴史的な趣のある地区として、歴史的建造物と周辺のまちなみの一体感の保全を景観形成方針として位置付けています。

### 高槻市 中心市街地活性化基本計画(平成 21 年 12 月)

計画期間は平成 21 年～平成 26 年度ですが、計画地の再整備の位置付けは以下のとおりです。

**城跡公園の位置付け** 中心市街地におけるシンボルとして、誰もが憩える公園

**市民会館の位置付け** 市の文化・芸術活動の拠点であり安全かつ円滑に利用できる施設

### 高槻市 観光振興計画(平成 24 年 3 月)

高槻市の代表的な観光関連施設・観光スポットとして、計画地からは城跡公園、歴史民俗資料館、高槻現代劇場を挙げており、計画地周辺にも、しろあと歴史館、高山右近高槻天主教会堂跡、野見神社があるため、**観光地が集まった地域**となっています。

### 高槻市 文化振興ビジョン(平成 26 年 3 月)

拠点文化施設のひとつとして高槻現代劇場を挙げており、市民が文化芸術活動の場として利用しやすい環境づくりに取り組むことを記載しています。

また、文化振興ビジョンの基本方針の一つである「文化芸術活動の場をひろげる・つなげる」の施策の方向性の中に、『公園や広場を、市民の活動の「場」として活用』することについても触れています。

### 高槻市 地域防災計画(平成 27 年 2 月)

計画には、防災空間の確保のため、防災機能を付加した計画的な都市公園等の整備に努めることとしており、城跡公園を**優先的に整備する公園**として位置付けています。

また、城跡公園周辺(城跡公園、高槻現代劇場、第一中学校、府立槻の木高等学校)を**広域避難地**に、その周辺の道路は接続避難路に位置付けているとともに、緊急物資確保対策の一環として、城跡公園に**飲料水兼用耐震性貯水槽**を設置しています。

### 高槻市 総合雨水対策アクションプラン(平成 27 年 2 月)

計画では、計画降雨を超える降雨時のピーク流出量を抑える対策として、公園等の新築・改修に合わせた雨水流出抑制施設の設置を検討することとしています。

また、浸水多発地区を中心に「重点地区」を設定し、雨水貯留施設の整備等を重点的に行うこととしており、計画地は、重点地区の「Bブロック」に位置し、**雨水貯留施設の整備等**を検討・実施することとしています。

### 高槻市 バリアフリー基本構想(平成 23 年 9 月)

計画地を重点整備地区の「高槻周辺地区」に指定しており、短期のうちに**周辺環境と合わせた再整備**の検討を行い、長期的展望も含めて、順次、**移動経路の円滑化**を図っていくことを方針付けています。

## 2-3. 各種制限関係

### 都市計画指定状況

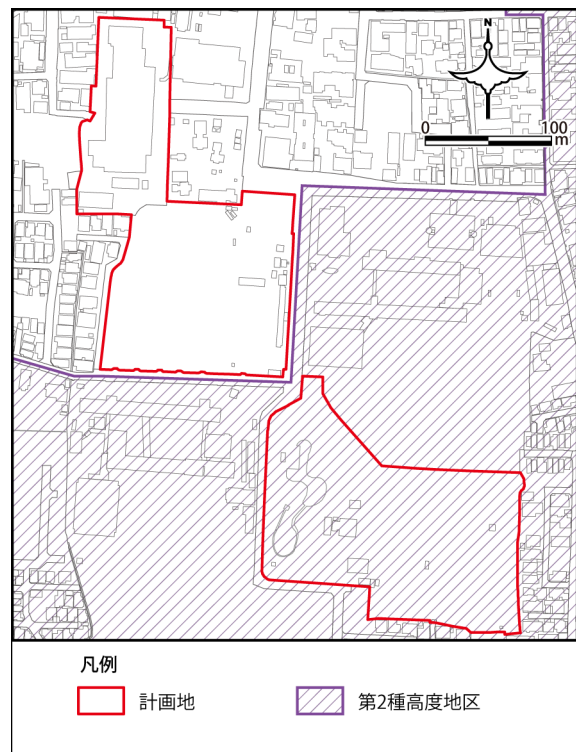
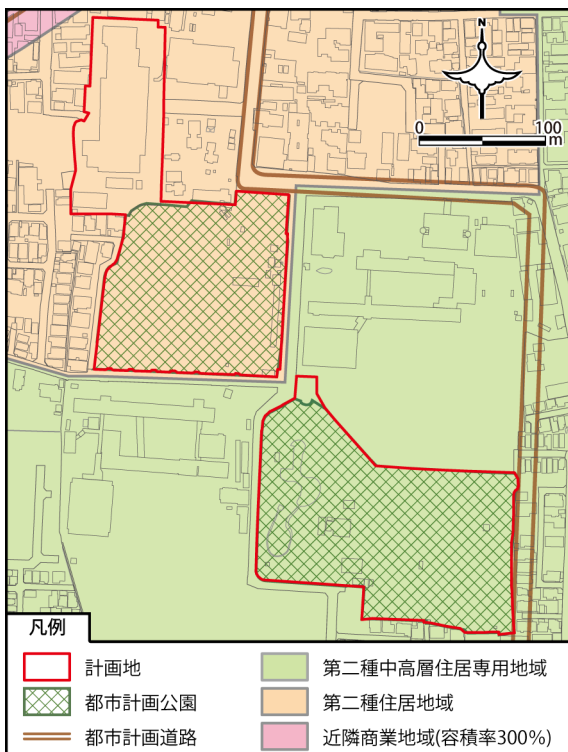
計画地における主な都市計画の指定状況は以下のようになっています。城跡公園の現在の都市計画公園区域は北エリアを含んでいないため、都市計画の変更を行います。また、新市民会館は、斜線制限や日影規制の対象となることが想定されます。なお、第二種住居地域においては、劇場は建築基準法第48条6項ただし書きにおける許可適用の対象建築物として許可が必要です。

#### 指定状況

指定名		北エリア	中央エリア	南エリア
1	用途地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種中高層住居 専用地域
2	都市計画公園	—	指定されている	指定されている
3	高度地区	—	—	第2種高度地区

#### 形態制限

項目 \ 用途地域		第二種中高層住居専用地域	第二種住居地域
建ぺい率		60%	60%
容積率		200%	200%
斜線制限	高度地区名称	第二種高度地区	—
	立上り(m)	10	—
	勾配	6/10	—
日影規制	対象建築物	10mを超	10mを超
	測定面(m)	4	4
	5mラインの時間	4	5
	10mラインの時間	2.5	3



図：(左) 用途地域・都市計画公園・都市計画道路指定状況図 (右) 高度地区指定状況図



## 景観法

高槻市は市域全域が景観計画の区域となっており、対象となる行為については、景観法第 16 条第 1 項に基づく事前の届け出等が必要となります。

## 土壌汚染対策

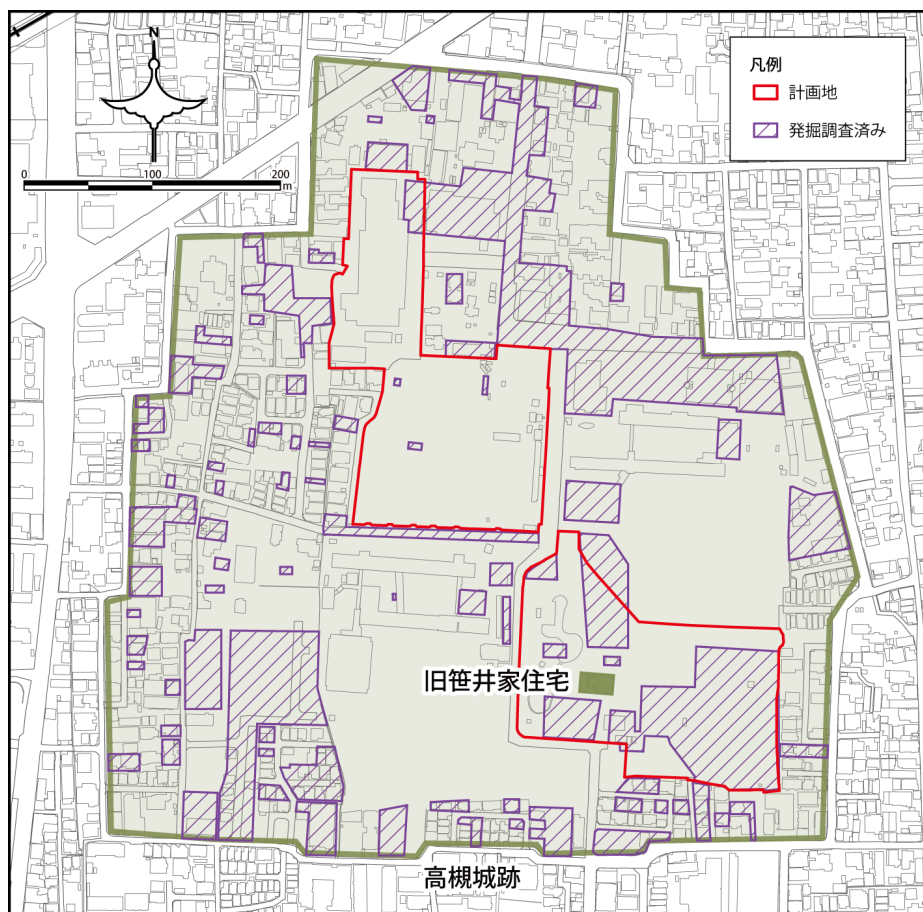
3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとするときは、「土壌汚染対策法」第 4 条及び、「大阪府の土壌汚染対策制度～土壌汚染対策法と大阪府生活環境の保全等に関する条例～」第 81 条の 5 に基づき、形質変更届を提出するとともに、当該土地の利用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

## 文化財保護法

高槻城跡は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、開発事業を行う場合には、事前の届出等（文化財保護法 93・94 条）と発掘調査が必要となります。高槻城跡の発掘調査は部分的に済んでいます但未実施部分については工事前に行う必要があります。

計画地の文化財の指定状況

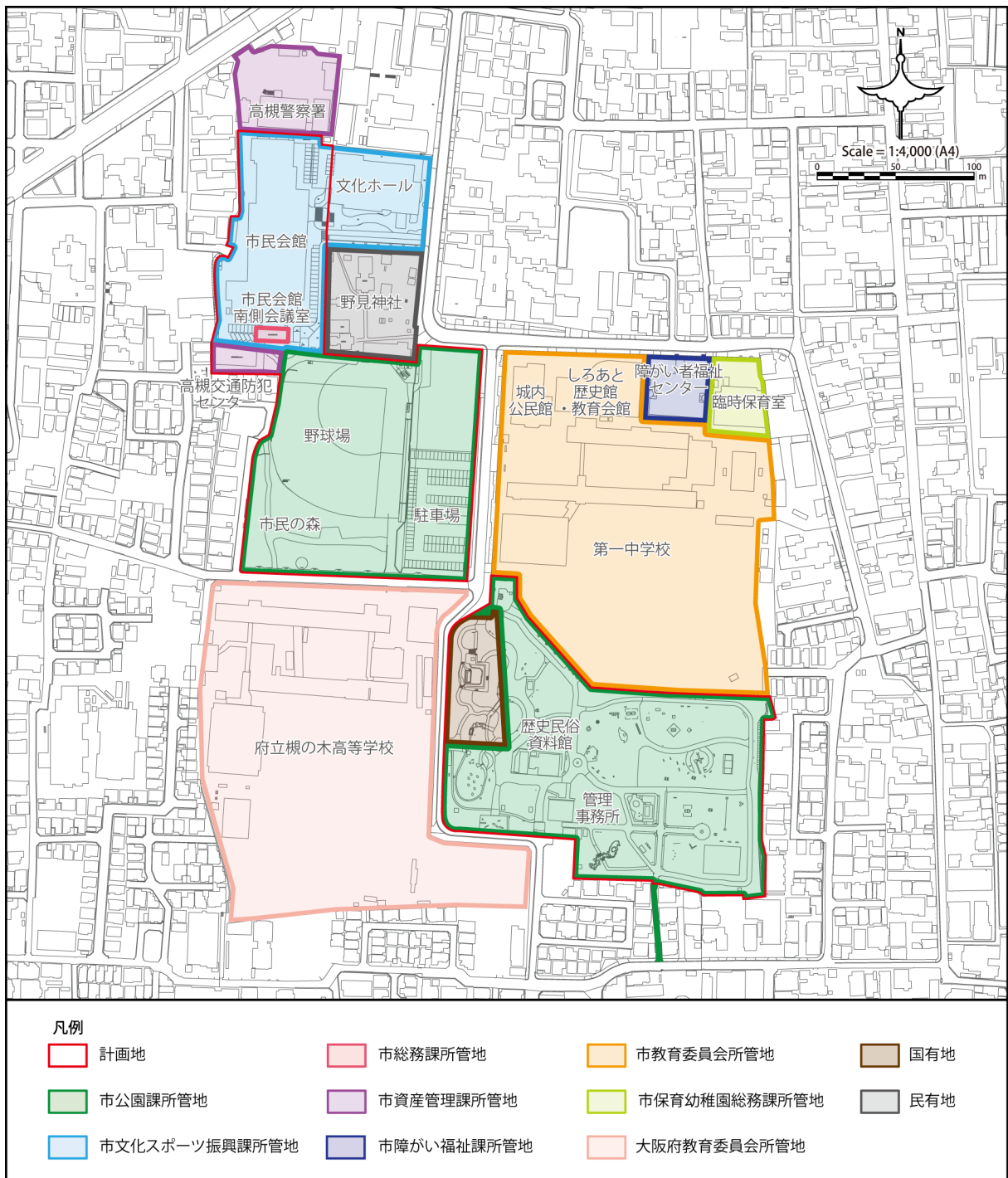
指定	種類	種別/区分		名称	所在地	所有者・管理者	指定年月日
府	記念物	史跡 (規則指定)	城郭	高槻城跡	城内町	高槻市他	昭和 25 年 5 月 1 日
市	有形文化財	建造物	住居建築	旧笹井家住宅	城内町	高槻市	昭和 47 年 9 月 12 日



計画地周辺の文化財指定位置図

## 2-4. 土地所有・所管状況

計画地は、おおむね市の所有地となっていますが、敷地の一部に国有地が存在しています。



土地所有・所管状況図